調 研 J I

区分し、整理した。 林業政策のおおまかな流れを四つの時期に では、林業基本法制定以前も含めた戦後の るが、その林業版である林業基本法につい農業基本法が改正される運びとなってい ても改正・見直しの議論が始まった。 以下

、「資源造成」政策

効を奏して、年間造林面積が三〇万hk以上れた。特に、五〇年代には政策的な支援が 結果、森林荒廃は五〇年代中ごろにはほぼという驚異的な勢いで造林が進んだ。 その 解消した。 林を回復するための「復旧造林」が展開さ戦時下に強行された乱伐により荒廃した森 終戦直後から一九五〇年代中頃までは、 (終戦直後~一九六〇年代前半)

そして、それらの伐採跡地にはスギやヒノ 然林) 伐採が大規模に展開された。 また、 時森林資源が比較的残っていた奥地林(天 キを中心とした「拡大造林」が急速に広が てもパルプ用材供給のため伐採が進んだ。 燃料革命以降、不要となった薪炭林につい に伴う木材需要の増大に応えるために、当 そして、五〇年代後半に入ると経済成長

「資源造成」政策

(1945~60年代前半)

国土保全的 な資源造成

50年代後半~60年代前半 原料確保的 な資源造成

・育林から素材生産、

流通加工までを一定

地域を単位にシステ

ム化する(外材への

対抗・産地形成)

「地域林業」政策

終戦直後~50年代前半

戦後の林業政策の推移

(80年代)

「基本法」政策

(60年代後半~70年代後半)

・林業総生産の増大

・林業生産性の向上

・国有林と民有林の一

・林業生産・加工・流 通における「流域」

を単位とした条件整

備(外材への対抗) ・「緑と水」の源泉で ある多様な森林整備

体的な森林計画

(90年代~)

・林業従事者の

所得增大 「流域管理」政策

つまり、 終戦直後から五〇年代前半まで

政策基調

政策基調

政策目的

造成が林業政策の中核を成した。

二、「基本法」政策 (一九六〇年代後半~七〇年代:

業の生産力増強によって充足し、林業従事展によって生じた木材需要の増加を国内林 開始された。林業基本法は、日本経済の発 定された林業基本法を軸とした林業政策が の 一九六〇年代後半に入ると、六四年に制 所得を増大することを目指し た法律と

○年代後半以降には「原料確保的」な資源は「国土保全的」な資源造成が、そして五

で賄うことを前提に林業の近代化を図ろう増加したために、木材供給の大半を国産材このように予測以上の勢いで外材輸入が とした「基本法」政策は、矛盾した状況の 年には五一%に達したのである。 六〇年に一三%だった外材率 (注) は六九後輸入量は急速に増大した。具体的には、

なった。また外材は木材供給の補完的な存 少しはじめ、さらに木材価格も下落基調と 三、「地域林業」政策 (一九八〇年代) とされた森林組合の組織強化が図られた。 構造政策が推し進められ、実質的な担い手 開始された林業構造改善事業があげられる。 の最も代表的な手法としては、六五年より 在から主流となり、 は保育段階に入り、木材需要は一転して減 状況がさらに変化した。 例えば、森林資源 これにより林道の整備、機械化の導入等の のとなっていた。 林業の近代化を目指した「基本法」政策 低成長期に入ると、日本林業を取り巻く その存在が揺るぎ無

率化を図るための産業政策的な性格が加えの「資源造成」政策に、林業の近代化・効 に、これ以降の林業政策にはそれ以前まで いえる。 この法律の目的から明らか れたのである。 なよう

5

契機に外材輸入が本格的に開始され、その 安定緊急対策」が閣議決定された。これを 年に丸太輸入自由化、翌年には「木材価格 他方、木材需給の逼迫等を背景に、六〇

中でスタートすることとなった。

とがあげられる。 業経営の協業化等を促す施策が増加したこ 化を図り林業生産性の向上をねらう等、林 助成方式をとったこと、 花的な補助制度を改め、 実現させようとしたこと、 量性、均質性、安定性」を国産材供給でも 外材供給システムの特徴である「原木の大 ある。「地域林業」政策の特徴としては、 国産材産地を一定地域を単位に形成し、シ 題に応えるために登場したのが ステム化を図る」ことを目的とした政策で から素材生産、さらに流通加工まで含めた 政策である。「 地域林業」 政策とは、「 育林 うことを基本的な課題としていた。 この課 源の生産体制を如何に作り上げるか」とい 実に伐採対象となる。この大量の人工林資 策は「戦後造 このような状況下における当時 |林木は一〇~二〇年後には確状況下における当時の林業政 選別的・集中的な 林業経営の集団 それまでの総 '地域林業」

らかである。

う当時の林政審の中間答申の内容からも明時・適量供給し得るシステムを確立」とい

「品質の安定した木材製品を低コストで適 域」から「流域」へ枠組みは変化したものや公益的機能等がより重視されたり、「地 ο 応するべく登場したのが、「流域管理」政上のような、八〇年代後半からの状況に対 継いだ政策といえる。これは、林野三法や 形成する」とした「地域林業」政策を受け の産地形成を図ること、 った「流域」(全国を一五八に分割)を単 林と民有林さらに川下から川上が一体とな 策である。「流域管理」政策では、 で弱体化していた。一方、 り赤字が続いている国有林は崩壊寸前. 産から流通加工までを含めた国産材産地を としている。「流域管理」政策では、 泉となる多様な森林整備を行うことを目標 位に、外材に対抗でき得る国産材(並材) り方についての要求が多様化してきた。 への関心が広がる中、 基本的には「選別化政策のもとで、生 森林保全や森林の 「緑と水」の源 国民の環境問 環境 国有 に 以 あ ŧ

「流域」の中で一部の「流域」だけがこのるケースはあまり見られない。全国一五八関連なく施業が進められてきたこと等から、関連なく施業が進められてきたこと等から、長年にわたり国有林と民有林ではほとんど長にわたり国有林と民有林ではほとんど、流域内の川上と川下の対立があったり、域管理」政策が展開されているが、現場で域管理」政策が展開されているが、現場で以上のように、九〇年代に入ると、「流

っている。政策を遂行できるという選別的な政策とな

、おわりに

の議論が始まった。

な、大学のように、森林資源の成熟度等に応いたのように、森林資源の成熟度等に応います。

は、村業を取り巻く環境が変化する中で、大業を取り巻く環境が変化する中で、大業を取り巻く環境が変化する中で、大学を取り巻く環境が変化する中で、大学を取り巻く環境が変化する中で、大学を取り巻く環境が変化する中で、大学を取り巻く環境が変化する。

要であると考える。

必要であろう。 る様々な人からの意見を取り混ぜた議論がに終わらないように、森林・林業に関心あ本法」も変えようといった受け身的な改正「農業基本法」が変わったから、「林業基

注) 外材率... 木材需要量に占める外材の割合